

確認申請等の手数料一覧(令和8年4月1日～)

(1) 確認申請等手数料(確認申請又は計画通知を行う者が島根県の場合を除く。)

床面積の合計(A)		確認申請及び 計画通知手数料	中間検査及び 計画通知手数料	完了検査及び計画通知手数料	
				中間検査あり	中間検査なし
建築物	$A \leq 30 \text{ m}^2$	9,050 円	13,700 円	13,800 円	14,000 円
	$30 \text{ m}^2 < A \leq 100 \text{ m}^2$	16,600 円	20,900 円	21,600 円	21,900 円
	$100 \text{ m}^2 < A \leq 200 \text{ m}^2$	26,500 円	31,800 円	33,100 円	33,400 円
	$200 \text{ m}^2 < A \leq 300 \text{ m}^2$	28,900 円	41,400 円	43,300 円	43,700 円
	$300 \text{ m}^2 < A \leq 500 \text{ m}^2$	38,100 円	42,800 円	46,300 円	46,800 円
	$500 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	68,600 円	50,100 円	57,700 円	59,000 円
	$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	115,000 円	51,200 円	66,400 円	68,400 円
	$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 10,000 \text{ m}^2$	208,000 円	100,000 円	120,000 円	124,000 円
	$10,000 \text{ m}^2 < A \leq 50,000 \text{ m}^2$	347,000 円	160,000 円	180,000 円	190,000 円
	$50,000 \text{ m}^2 < A$	612,000 円	331,000 円	370,000 円	381,000 円
昇降機設備(1基につき) (計画変更)		25,100 円 (15,200 円)	-	39,300 円	
建築設備(1につき) (計画変更)		25,100 円 (15,200 円)	-	39,300 円	
工作物(1につき) (計画変更)		18,800 円 (11,700 円)	-	30,000 円	

備考

- 確認申請の床面積の合計は、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからエまでに定める面積について算定する。

ア 建築物を建築する場合(イに掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(エに掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- 完了検査の床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

(2) 省エネ基準への適合に係る審査加算手数料(令和7年4月1日～)

床面積の区分(A)	用途	
	一戸建て住宅	共同住宅等※
$A < 200 \text{ m}^2$	13,000 円	
$200 \text{ m}^2 \leq A$	14,000 円	
$A < 300 \text{ m}^2$		24,400 円
$300 \text{ m}^2 \leq A < 2,000 \text{ m}^2$		38,400 円
$2,000 \text{ m}^2 \leq A < 5,000 \text{ m}^2$		60,700 円
$5,000 \leq A$		77,700 円

※共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分を有しないもの又は住宅部分のみの増築若しくは改築をする複合建築物

(3) 省エネ基準への適合に係る検査加算手数料(令和7年4月1日～)

複合建築物の場合は、住宅用途及び非住宅用途に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額とする。

【住宅用途】

床面積の区分(A)	用途	
	一戸建て住宅	住宅部分を有する場合
$A < 300 \text{ m}^2$	5,000 円	10,000 円
$300 \text{ m}^2 \leq A < 2,000 \text{ m}^2$		20,000 円
$2,000 \text{ m}^2 \leq A < 5,000 \text{ m}^2$		46,700 円
$5,000 \leq A$		82,500 円

【非住宅用途】

床面積の区分(A)	用途	
	非住宅部分(工場等を除く)を有する場合	工場等
$A < 300 \text{ m}^2$	10,000 円	手数料無し
$300 \text{ m}^2 \leq A < 1,000 \text{ m}^2$	17,100 円	
$1,000 \text{ m}^2 \leq A < 2,000 \text{ m}^2$	27,900 円	
$2,000 \text{ m}^2 \leq A < 5,000 \text{ m}^2$	83,800 円	
$5,000 \text{ m}^2 \leq A < 10,000 \text{ m}^2$	132,000 円	
$10,000 \text{ m}^2 \leq A < 25,000 \text{ m}^2$	165,000 円	
$25,000 \leq A$	206,000 円	

(4) 構造計算適合性判定手数料

床面積の合計(A)	大臣認定プログラムによる場合	大臣認定プログラムによらない場合
$A \leq 1,000 \text{ m}^2$	161,000 円	213,000 円
$1,000 \text{ m}^2 \leq A < 2,000 \text{ m}^2$	196,000 円	282,000 円
$2,000 \text{ m}^2 \leq A < 10,000 \text{ m}^2$	214,000 円	323,000 円
$10,000 \text{ m}^2 \leq A < 50,000 \text{ m}^2$	265,000 円	425,000 円
$50,000 \text{ m}^2 < A$	436,000 円	772,000 円

(5)許可申請手数料

申請の種類	法令条項	建築審査会の同意	手数料
接道許可	法第 43 条第 2 項第 2 号	要	33,700 円
道路内の建築許可	法第 44 条第 1 項第 2 号	要	33,700 円
道路内の建築許可	法第 44 条第 1 項第 4 号	要	161,000 円
壁面線外における建築許可	法第 47 条ただし書き	要	161,000 円
用途地域内の建築許可	法第 48 条ただし書き	要	182,000 円
特例許可を受けた建築物等の増築等の特例許可	法第 48 条第 16 項第 1 号	不要	107,000 円
騒音等の対策を講じた建築物等の建築等の特例許可	法第 48 条第 16 項第 2 号	不要	135,000 円
特殊建築物の敷地の位置の許可	法第 51 条ただし書き	要 (都計審)	161,000 円
容積率の特例許可	法第 52 条第 10 項、第 11 項 又は第 14 項	要	161,000 円
建蔽率の特例許可	法第 53 条第 4 項又は第 5 項	要	161,000 円
建蔽率の適用除外許可	法第 53 条第 6 項第 3 号	要	33,700 円
敷地面積の最低限度の特例許可	法第 53 条の 2 第 1 項第 3 号 又は第 4 号	要	161,000 円
高さに関する許可	法第 55 条第 3 項又は第 4 項各号	要	161,000 円
日影による高さの特例許可	法第 56 条の 2 第 1 項ただし書き	要	161,000 円
特例容積率適用地区における高さの最高限度の特例許可	法第 57 条の 4 第 1 項ただし書き	要	161,000 円
高度地区における建築物の高さの最高限度の特例許可	法第 58 条第 2 項	要	161,000 円
高度利用地区における容積率、建蔽率、建築面積の特例許可	法第 59 条第 1 項第 3 号	要	161,000 円
高度利用地区における高さの許可	法第 59 条第 4 項	要	161,000 円
広い空地を有する建築物の容積率等の特例許可	法第 59 条の 2 第 1 項	要	161,000 円
景観地区における高さの特例許可	法第 68 条第 1 項第 2 号	要	161,000 円
景観地区における壁面線の位置の特例許可	法第 68 条第 2 項第 2 号	要	161,000 円
景観地区における敷地面積の特例許可	法第 68 条第 3 項第 2 号	要	161,000 円
再開発等促進区等内の高さの許可	法第 68 条の 3 第 4 項	要	161,000 円
地区計画又は沿道地区計画内の高さに関する適用除外許可	法第 68 条の 5 の 3 第 2 項	要	161,000 円
予定道路に係る容積率の特例許可	法第 68 条の 7 第 5 項	要	161,000 円
仮設建築物の建築許可	法第 85 条第 6 項	不要	120,000 円
仮設建築物の建築許可	法第 85 条第 7 項	要	161,000 円
一団地の高さ及び容積率の特例許可	法第 86 条第 3 項	要	1 申請建築物が 2 以下の場合 221,000 円 2 申請建築物が 3 以上の場合 $221,000 + 28,000 * (n - 2)$ n: 2 を超える申請建築物数
総合的設計による建築物の容積率又は高さの特例許可	法第 86 条第 4 項	要	1 申請建築物が 1 以下の場合 221,000 円 2 申請建築物が 2 以上の場合 $221,000 + 28,000 * (n - 1)$ n: 1 を超える申請建築物数 ※申請建築物に既存建築物は含めない
一敷地内認定建築物以外の建築物に関する適用除外許可	法第 86 条の 2 第 2 項	要	1 申請建築物が 1 以下の場合 221,000 円 2 申請建築物が 2 以上の場合 $221,000 + 28,000 * (n - 1)$ n: 1 を超える申請建築物数 ※新築又は増築等に係るものに限る

一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可	法第 86 条の 2 第 3 項	要	1 申請建築物が 1 以下の場合 221,000 円 2 申請建築物が 2 以上の場合 221,000+28,000*(n-1) n: 1を超える申請建築物数 ※新築又は増築等に係るものに限る
興行場等の使用許可	法第 87 条の 3 第 6 項	不要	120,000 円
特別興行場等の使用許可	法第 87 条の 3 第 7 項	要	161,000 円

(6) 認定申請手数料

申請の種類	法令条項	手数料
仮使用認定	法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号又は第 2 号、法第 87 条の 4 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項	120,000 円
接道認定	法第 43 条第 2 項第 1 号	27,300 円
道路内の建築認定	法第 44 条第 1 項第 3 号	27,300 円
容積率に関する特例認定	法第 52 条第 6 項第 3 号	27,300 円
高さに関する特例認定	法第 55 条第 2 項	27,300 円
高架の工作物内における高さ制限の適用除外認定	法第 57 条第 1 項	27,300 円
景観地区における高さ制限の適用除外認定	法第 68 条第 5 項	27,300 円
再開発等促進区等内における容積率等の適用除外認定	法第 68 条の 3 第 1 項、第 2 項又は第 3 項	27,300 円
開発整備促進区内の用途地域等における建築等の適用除外認定	法第 68 条の 3 第 7 項、法第 87 条第 2 項又は法第 88 条第 2 項	27,300 円
地区計画等の区域内における容積率の適用除外認定	法第 68 条の 4	27,300 円
防災街区整備地区計画の区域内における容積率の特例認定	法第 68 条の 5 の 2	27,300 円
地区計画等の区域内における容積率等の適用除外認定	法第 68 条の 5 の 5 第 1 項又は第 2 項	27,300 円
地区計画等の区域内における建蔽率の特例認定	法第 68 条の 5 の 6	27,300 円
一団地の特例認定	法第 86 条第 1 項	1 申請建築物が 2 以下の場合 78,300 円 2 申請建築物が 3 以上の場合 78,300+28,000*(n-2) n: 2を超える申請建築物数
総合的設計による特例認定	法第 86 条第 2 項	1 申請建築物が 1 以下の場合 78,300 円 2 申請建築物が 2 以上の場合 78,300+28,000*(n-1) n: 1を超える申請建築物数 ※申請建築物に既存建築物は含めない
一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定	法第 86 条の 2 第 1 項	1 申請建築物が 1 以下の場合 78,300 円 2 申請建築物が 2 以上の場合 78,300+28,000*(n-1) n: 1を超える申請建築物数 ※新築又は増築等に係るものに限る
一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し	法第 86 条の 5 第 1 項	6,480+12,000*n 円 n: 既存建築物数
一団地の住宅施設における容積率等の適用除外認定	法第 86 条の 6 第 2 項	27,300 円
全体計画認定	法第 86 条の 8 第 1 項又は法第 87 条の 2 第 1 項	27,300 円
全体計画認定を受けた工事の変更認定	法第 86 条の 8 第 3 項又は法第 87 条の 2 第 2 項	27,300 円
大規模の修繕又は大規模の模様替に係る接道義務の適用除外認定	政令第 137 条の 12 第 11 項	27,300 円
大規模の修繕又は大規模の模様替に係る道路内の建築制限の適用除外認定	政令第 137 条の 12 第 12 項	27,300 円